

令和4年度
第2回
岩手地方最低賃金審議会

日 時 令和4年7月1日（金）午後1時

会 場 盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

岩 手 労 働 局

一 次 第 一

開 会

1 岩手労働局長挨拶

2 議 題

(1) 岩手県最低賃金の改正決定について（諮問）

(2) 岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について

(3) その他

3 その他

閉 会

令和4年度 第2回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和4年7月1日（金）午後1時～

場所：盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

区分	氏名	所属等
公益代表委員	杭田 俊之	岩手大学 教授
	齋藤 信之	元 岩手県労働委員会 事務局長
	高橋 和佳子	もりおか女性センター 副センター長
	細田 清	岩手日報社論説委員会 副委員長
	丸山 仁	岩手大学 教授
労働者代表委員	小菅 孝広	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	小林 斉	電機連合岩手地域協議会 事務局長
	佐々木 正人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	原 利光	JAM青森岩手県連絡会 事務局長
	吉田 信	UAゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	菊池 透	岩手県商工会議所連合会 専務理事
	熊谷 敏裕	岩手県商工会連合会 専務理事
	瀬川 浩昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事
	藤田 芳男	岩手県経営者協会 専務理事
	松川 顕	盛岡ガス株式会社 常務取締役

五十音順

【事務局】

所属等	役職	氏名	
岩手労働局	局長	稲原 俊浩	
	労働基準部	労働基準部長	市川 雄三
		賃金室長	菅原 嘉宏
		賃金室長補佐	佐々木 善一

審議会資料一覧

- 資料 1 最低賃金の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明(岩手弁護士会会長)

2022（令和4）年6月27日

岩手労働局

岩手地方最低賃金審議会 御中

岩手弁護士会
会長 長谷川

会長声明の送付について

当会は、別紙のとおり『最低賃金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明』を発表いたしましたので送付申し上げます。

以上

最低賃金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

長期に及ぶ新型コロナウイルスの感染まん延により、働く者の収入が減少している。2021年10月の公益財団法人連合総合生活開発研究所の調査によれば、1年前と比較した現在の賃金収入について、「かなり増えた」又は「やや増えた」と回答した者が19.3パーセント、「やや減った」又は「かなり減った」と回答した者が28.6パーセントであった。また、1年前と比較した世帯収入について、「かなり増えた」又は「やや増えた」と回答した者が16.6パーセント、「やや減った」又は「かなり減った」と回答した者が30.7パーセントに及んでいる。さらに、ロシアのウクライナ侵攻の影響もあり、食料品や光熱費など生活関連品の価格は1年前に比べて3%も上昇し、これに金融の量的緩和がもたらす異常円安が追い打ちをかけている。

2021年度の最賃は全国加重平均で時給930円、年収でおよそ170万円とまさにワーキングプアの水準にある。労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、最低賃金額を大きく引き上げることが重要である。

世界的な経済の停滞と物価上昇の中で、多くの国が最賃を大幅に引き上げている。フランスでは、2021年1月に10.25ユーロ、同年10月に10.48ユーロ、2022年5月には10.85%に引き上げられた。ドイツでは、2021年7月に9.60ユーロに引き上げられたが、2022年1月に9.82ユーロとなり、7月には10.45ユーロへ引上げとなる。さらに、同年10月から12ユーロに引き上げることについて国会で審議中である。イギリスでも、2021年4月から23歳以上の労働者の最低賃金が8.91ポンドに引き上げられたが、さらに2022年4月から9.5ポンドに引き上げられた。韓国では、2021年1月に8720ウォンに引き

上げられたが、2022年1月から9160ウォンに引き上げられた。このように多くの国で、コロナ禍で経済が停滞し物価も上昇する状況下においても最低賃金の大幅引上げが実現しており、我が国でも2022年において大幅引上げが必要である。

最低賃金の地域間格差が依然として大きく、格差が是正していないことは重大な問題である。2021年の岩手県の最低賃金は821円であり、最も高い東京都で時給1041円とは220円の開きがある。最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係があり、最低賃金の低い地方の経済が停滞し、地域間の格差が縮まるどころか、むしろ拡大している。都市部への労働力の集中を緩和し、地域に労働力を確保することは、地域経済の活性化のみならず、都市部での一極集中から来る様々なリスクを分散する上でも極めて有効である。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。これは、地方では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。そもそも、最低賃金は、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な最低生計費を下回することは許されない。労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

現在、厚生労働省の中央最低賃金審議会において「目安制度のあり方に関する全員協議会」が設置され検討がなされており、2023年3月をめどに報告がまとめられる予定である。中央最低賃金審議会は、地域別最低賃金引上額の目安を決定するに当たって、全国をA～Dの4つに区分し、これまではそれぞれの引上額の目安に差を設けていた。しかしながら、2020年、2021年は、A～D全ての地域に一律の目安額を示した。さらにC、D地

域の地方最低賃金審議会では目安額を上回る答申が相次いだ。全員協議会においては、地域間格差の拡大をもたらした目安制度がもはや機能不全に陥った現状を直視し、目安制度に変わる抜本的改正策として、全国一律制実現に向けた提言をなすべきである。

最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策について、現在、国は「業務改善助成金」制度により、影響を受ける中小企業に対する支援を実施している。しかし、利用件数はごく少数である。我が国の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように十分な支援策を講じることが必要である。具体的には、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減することによる支援策が有効であると考えられる。

最低賃金の引上げは消費を増やし、経済を活性化させ、日本経済の底上げをはかる上で重要であり、地域経済を活性化させる効果も大きい。当会は、引き続き国に対し中小企業への十分な支援策を求めるとともに、中央最低賃金審議会と岩手地方最低賃金審議会において、労働者の健康で文化的な生活水準を保障し、地域間格差解消を図るべく、最低賃金の大幅な引上げを答申すべきことを求めるものである。

2022年6月27日

岩手弁護士会会長 長谷川

